

口蹄疫発生に伴う関連対策

	共通	肉用牛・酪農経営	養豚経営
家畜伝染病予防法での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・殺処分家畜等に対する手当金 ・死体、汚染物品の焼埋却費用に対する交付金 ・消毒薬の散布(4県) 	<div style="border: 1px solid black; background-color: cyan; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> * 下線部分は4/30追加・見直し部分 * ()内は対象地域:「制限区域」は搬出・移動制限区域、「4県」は宮崎・鹿児島・熊本・大分 </div>	
当面の資金対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜疾病経営維持資金(制限区域) ・家畜防疫互助基金 		
経営安定対策の要件緩和		<ul style="list-style-type: none"> ・肉用子牛生産者補給金の月齢要件の緩和(4県) ・新マルキンの月齢要件の緩和(4県) ・新マルキンの生産者拠出金の免除(制限区域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>養豚経営安定対策の生産者積立金の免除(制限区域)</u>
滞留する家畜等への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易畜舎の1/3補助付きリース(制限区域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーフハッチの1/3補助付きリース(4県) ・肉用牛の経営内及び農協等が離農跡地を活用して肥育する地域内一貫生産への助成(4県) ・家畜商組合による預託牛の月齢要件の緩和(4県) ・家畜市場の円滑な再開のための輸送費等の助成(4県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子豚の淘汰及び焼埋却への助成(制限区域) ・出荷適期を超えた肉豚への助成(制限区域)
家畜排せつ物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費・安全対策交付金によりビニールシート等に対する助成(1/2補助) 		
家畜共済事業における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の納入猶予・免責の適用除外 		

口蹄疫の発生地域拡大に伴う対象地域の見直し及び追加対策

1. 対象区域の拡大

	< 4 / 2 3 >	< 見直し >
・肉用子牛補給金(月齢緩和)	移動・搬出制限区域	<u>宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分</u>
・新マルキン(月齢緩和)	移動・搬出制限区域	<u>宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分</u>
・新マルキン(拠出金免除)	移動・搬出制限区域	変更なし
・家畜疾病資金(経営継続資金)	移動・搬出制限区域	変更なし
・子豚淘汰・肉豚出荷遅延	移動・搬出制限区域	変更なし
・1/3補助付リース(簡易畜舎・カーハッチ追加)	移動・搬出制限区域	<u>宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分 (カーハッチのみ)</u>
・養豚経営安定対策(拠出金免除)	(検討中)	<u>移動・搬出制限区域</u>
・家畜商預託(月齢緩和)	(検討中)	<u>宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分</u>

2. 出荷できない肉用子牛対策

- ・多様な肉用牛経営実現支援事業の経営内一貫生産方式導入支援(27千円/頭)に、宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分を対象として、農協等が離農農家の牛舎を活用して肥育する地域内一貫生産を対象に追加

3. 肉用子牛の価格低下防止対策

- ・宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分を対象に、開催を中止・自粛していた家畜市場の再開に際し、肉用子牛の価格低下を防止するため、防疫強化(消毒)への助成、並びに宮崎, 鹿児島, 熊本, 大分以外からの購買者への輸送費補助を実施する家畜市場への助成(1/2補助:九州内1,000円/頭以内、九州外2,500円/頭以内)を措置

当面の資金対策

1. 家畜疾病経営維持資金融通事業（融資枠拡大等）

(1) 事業の目的
口蹄疫の発生により被害を受けた畜産経営に対し、経営の再開・継続に必要な低利資金を融通し、畜産経営を支援する。

(2) 事業の内容

① 貸付対象者

ア) 経営再開資金

口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

イ) 経営継続資金

口蹄疫等の発生に伴う搬出・移動制限により経営継続が困難となった者（対象区域を移動制限区域から搬出制限区域内に拡大）

② 貸付条件

	経営再開資金	経営継続資金（1頭当たり）
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	乳用牛（水牛含む）10万円、肥育牛10万円、繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、繁殖豚2万円
融資期間	5年以内	3年以内
うち据置期間	2年以内	1年以内
貸付利率	1.475%以内（4月21日現在）	
利子補給率	1.475%	

③ 融資枠 100億円（20億円を拡大）

(3) 事業実施主体 (社)中央畜産会

2. 家畜防疫互助基金造成等支援事業

(1) 事業の目的
口蹄疫等が発生した場合に備え、生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行う。

(2) 事業の内容

互助基金の造成及び発生時の互助金の交付

基金規模：2,004百万円（うち国費1/2以内）

(3) 事業実施主体 (社)中央畜産会、都道府県団体

(1の事業)

担当：生産局畜産部畜産企画課（川原、平田、谷川）

代表：03-3502-8111（内線 4893）

(2の事業)

担当：消費・安全局動物衛生課（山野、米丸）

代表：03-3502-8111（内線 4582）

(注) 下線部を4月23日に措置。

経営安定対策の要件緩和・特例措置

1. 肉用子牛生産者補給金制度（要件緩和）

（1）事業の目的

肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産安定を図る。

（2）事業の内容

宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県において、肉用子牛を譲り受けて飼養する場合（乳用種育成経営等）の飼養開始月齢の要件を満2ヶ月齢から満4ヶ月齢未満に緩和

（3）事業実施主体 都道府県団体

2. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業[新マルキン]（要件緩和・特例措置）

（1）事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補てんすることにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

（2）事業の内容

① 宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県内の肥育農家については、登録月齢の期限を14ヶ月齢から16ヶ月齢に緩和

② 移動・搬出制限区域内の肥育農家については、生産者拠出金を免除

（3）事業実施主体 都道府県団体

3. 養豚経営安定対策事業（特例措置）

（1）事業の目的

豚枝肉価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対して、その差額の8割を補てんすることにより、養豚経営の安定を図る。

（2）事業の内容

移動・搬出制限区域内の肉豚農家については、生産者拠出金を免除

（3）事業実施主体 都道府県団体、養豚農家

（1の事業）
担当：生産局畜産部食肉鶏卵課（富澤、佐藤）
代表：03-3501-8111（内線 4941）
（2、3の事業）
担当：生産局畜産部畜産企画課（関村、桑原、浦嶋）
代表：03-3501-8111（内線 4890）

（注）下線部を4月23日に措置。うち二重下線を本日措置。

子豚の滞留及び肉豚の出荷遅延対策

子豚とう汰・出荷遅延豚緊急対策事業（新規（4/23））

（1）事業の目的

口蹄疫の発生による、移動制限区域及び搬出制限区域内にある養豚経営の豚舎の収容能力を超えた子豚のとう汰、並びに出荷遅延により体重が過大となり評価が低下した肉豚の出荷に対し助成金を交付し、移動制限区域及び搬出制限区域内の養豚経営の安定を図る。

（2）事業の内容

① 子豚のとう汰緊急対策

移動制限区域及び搬出制限区域内の養豚経営が、獣医師等の確認の下で、子豚のとう汰及び焼却・埋却を行う場合に次の助成金を交付

子豚とう汰助成金	7, 500円/頭
焼却・埋却等助成金	2, 000円/頭

② 出荷遅延豚緊急対策

移動制限区域及び搬出制限区域内の養豚経営が、制限解除後一定期間内に、出荷適齢期を超える肉豚（枝肉重量85kg以上）を出荷した場合に助成金を交付

出荷遅延助成金	11, 000円/頭
---------	------------

（3）事業実施主体 都道府県団体

（担当：生産局畜産部食肉鶏卵課（犬飼、松尾）
代表 03-3502-8111（内線 4944）

又生子及び肉用子牛等の滞留対策

1. 畜産高度化支援リース事業（対象追加）

- (1) 事業の目的
口蹄疫発生に伴う搬出制限等により出荷できない家畜を飼養するため、簡易畜舎及びカーフハッチの貸付（1/3補助付きリース）を行う。
- (2) 事業の内容（対象の追加）
 - ・簡易畜舎（対象者：移動・搬出制限区域内の大家畜・養豚経営）
 - ・カーフハッチ（対象者：宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県内の酪農経営）
- (3) 事業実施主体 （財）畜産環境整備機構

2. 多様な肉用牛経営実現支援事業（対象追加等）

- (1) 事業の目的
肉用子牛の出荷が遅延することを踏まえ、地域内での肥育の取組の支援等を行う。
- (2) 事業の内容
 - ① 肉用牛生産基盤強化対策
繁殖肥育一貫生産を推進するための奨励金（27千円/頭）に、宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県において、農協等が離農農家の牛舎等を活用して地域内の肉用子牛を肥育（地域内一貫生産）する場合は追加
 - ② 肉用子牛流通促進対策
宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県の家畜市場において、家畜商組合等が肉用牛預託のために導入する肉用子牛の導入月齢の要件を満12ヶ月齢未満から満14ヶ月齢未満に緩和
- (3) 事業実施主体 都道府県団体

3. 家畜市場再開支援事業（新規(4/30)）

- (1) 事業の目的
家畜市場の再開に際し、滞留牛の出荷の集中等による肉用子牛価格の低下を防止する。
- (2) 事業の内容
宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県の家畜市場の再開に際しての以下の取組に助成
防疫強化の費用（補助率：定額又は1/2）
4県外からの購買者への輸送費補助
（補助率1/2（上限：九州内1,000円/頭、九州外2,500円/頭））
- (3) 事業実施主体 都道府県団体

(1の事業)
担当：生産局畜産部畜産企画課（白土、高城）
代表：03-3501-8111（内線4893）
(2の(2)の①の事業)
担当：生産局畜産部畜産企画課（関村、米森）
代表：03-3501-8111（内線4890）
(2の(2)の②及び(3)の事業)
担当：生産局畜産部食肉鶏卵課（富澤、森川）
代表：03-3501-8111（内線4941）

(注) 下線部を4月23日に措置。うち二重下線を本日措置。

輸出困難となる原皮の需給安定対策

原皮需給安定緊急対策事業（新規（4/23））

（1）事業の目的

食肉の生産に伴い必然的に発生する豚及び牛の原皮は、その多くが海外に輸出されているが、口蹄疫の発生に伴う輸出先国の輸入停止措置によって滞留し、と畜場機能に影響することが懸念されている。

このため、緊急的に原皮の国内利用及び余剰原皮の処理を推進する。

（2）事業の内容

① 国内利用促進費

原皮業者自らが、なめし処理を行い、国内利用等に資する場合に、次の促進費を交付

豚 100円/枚

牛 550円/枚

② 余剰原皮処理促進費

原皮業者が、レンダーリング処理の上、焼却処理した場合に、次の促進費を交付

豚 154.9円/枚

牛 892.5円/枚

（3）事業実施主体 （社）日本畜産副産物協会

（担当：生産局畜産部食肉鶏卵課（国立、小野）
代表 03-3502-8111（内線 4943）

口蹄疫発生に伴う関連対策（概要）

1. 家畜伝染病予防法での対応

- (1) 殺処分家畜等に対する手当金
患畜：家畜の評価額の1/3、疑似患畜：同 4/5
- (2) 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金（1/2）
- (3) 宮崎県全域を対象とした全額国庫負担による消毒薬の散布

2. 当面の資金対策

- (1) 家畜疾病経営維持資金の融資枠の拡大
家畜疾病経営維持資金の貸付対象者を搬出制限区域内の農家に拡大するとともに、融資枠を拡大（20億円→100億円）
- (2) 家畜防疫互助基金の実施
殺処分後の新たな家畜の導入による経営の再開を支援するための生産者による互助制度を実施（1/2補助）

3. 家畜を出荷できない畜産経営対策等

（ 4県：宮崎、鹿児島、熊本、大分県内 ）
制限区域：移動・制限区域内

- (1) 経営安定対策の要件緩和・特例措置
 - ① 4県における肉用子牛生産者補給金の飼養開始月齢の要件を緩和（2か月齢未満→4か月齢未満）
 - ② 4県における新マルキンの登録月齢の要件を緩和（14か月齢未満→16か月齢未満）
 - ③ 搬出制限区域内における新マルキンの生産者拠出金を免除
 - ④ 搬出制限区域内における養豚経営安定対策の生産者拠出金を免除
- (2) 滞留する家畜等への対応策の措置
 - ① 搬出制限区域内で滞留する子豚の淘汰及び焼却・埋却への助成を措置（9,500円/頭）
 - ② 搬出制限区域内で出荷適期を超えた肉豚（枝肉85kg以上）への助成を措置（11,000円/頭）

- ③畜産高度化支援リース(1/3補助付リース)の対象として、出荷できない家畜を飼育するための簡易畜舎(搬出制限区域内)、カーフハッチ(4県)を追加
- ④繁殖肥育一貫生産方式導入支援(27,000円/頭)の対象として、4県の農協が新たに離農跡地を活用して肥育する地域内一貫生産を追加
- ⑤4県の家畜市場から家畜商組合が肉用牛預託事業のために導入する子牛月齢の要件を緩和(12か月齢未満→14か月齢未満)
- ⑥4県の家畜市場の再開に対し、防疫強化への助成、並びに4県外からの購買者への輸送費補助への助成(1/2補助:九州内1,000円/頭以内、九州外2,500円/頭以内)を措置
- ⑦輸出困難となり全国のと畜場に滞留する原皮の処理への助成を措置(豚原皮の国内利用促進100円/枚等)

4. 家畜共済事業における対応

- (1) 家畜共済掛金の納入を猶予する特例措置を講ずるよう県を通じて共済組合等を指導
- (2) 共済掛金を分納している者に対する共済金支払の免責の適用除外